令和〇年〇月〇日付けで広告物等除却（滅失）届を提出した広告物等の除却後に残されている掲出物件について、新潟県屋外広告物条例第18条（管理義務）及び同条例第18条の２（点検義務）で定める事項を遵守のうえ、管理等を行います。

なお、当該掲出物件が不要となった場合には、速やかに除却します。

令和△年△月△日

住所：◯◯県◯◯市◯◯◯

氏名：株式会社◯◯◯

◯◯部◯◯◯課　担当：◯◯

電話番号：◯◯◯◯-◯◯-◯◯◯◯

長岡市長　様